



### 福岡県 全15件

■都道府県：福岡県

■自治体名：北九州市

【名称】北九州市環境影響評価条例

【制定】1998年3月27日

【対象】風力、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整、騒音・振動

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】環境影響評価図書の作成・提出

■都道府県：福岡県

■自治体名：北九州市

【名称】北九州市都市景観条例

【制定】2008年10月6日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】景観の保全

【法令根拠】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

■都道府県：福岡県

■自治体名：北九州市

【名称】北九州市風致地区条例

【制定】1970年4月1日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】風致地区内において、建物の建築・宅地造成等を行う場合

■都道府県：福岡県

■自治体名：福岡市

【名称】福岡市環境影響評価条例

【制定】平成10年3月30日（平成25年7月1日改正）

【対象】太陽光、風力

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】環境影響評価手続

【概要】■環境影響評価法（平成9年6月）第61条 第六十一条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）■福岡市環境基本条例（平成8年9月）第8条第1項 第八条 市は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施する場合は、当該事業者がその事業の立案及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図り、及び環境に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

## 福岡県 全15件

■都道府県：福岡県

■自治体名：大牟田市

【名称】大牟田市景観条例

【制定】2013年4月1日

【対象】一定規模以上の開発行為、土地の形質変更のほか、建築物や工作物の建設等を行うとき

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】景観法の施行及び良好な景観の形成について必要な事項を定めるため。

■都道府県：福岡県

■自治体名：久留米市

【名称】久留米市景観計画・久留米市景観条例

【制定】2010年12月17日

【対象】高さ10m(市街地は12m)以上の工作物

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】・良好な景観形成を目的として平成16年に景観法が制定され、地方自治体毎に「景観計画」を策定し、運用することが可能となった。・景観計画では、地域毎の景観上のルールを定め、建物や工作物などの建設の際に届出を義務付けている。・久留米市では、高さ10m(市街地は12m)以上の工作物を建てる際には、届出が必要であり、色彩や形態、高土などに関するルールを満たしているか審査を行っている。建てること自体を規制するルールではなく、建てる際に景観上の配慮を求めるルールである。

■都道府県：福岡県

■自治体名：筑紫野市

【名称】筑紫野市環境配慮に関する要綱

【制定】2002年3月7日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】施行区域面積が2,000-以上の土地の区画形質の変更又は、敷地面積,000-以上の建築物の新設、改築の場合に対象となる。

■都道府県：福岡県

■自治体名：筑紫野市

【名称】筑紫野市開発行為等整備要綱

【制定】2011年1月27日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】景観の保全、土地利用の制限、地元との諸調整

【法令根拠】都市計画法

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談、事前説明会

## 福岡県 全15件

## ■都道府県：福岡県

## ■自治体名：筑紫野市

【名称】筑紫野市土地の地形変更に関する指導要領

【制定】1991年3月22日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】事前相談

## ■都道府県：福岡県

## ■自治体名：宗像市

【名称】宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例

【制定】2003年4月1日

【対象】市街化調整区域における500-以上の土地造成の開発すべて

【内容】土地利用の制限、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】開発行為について必要な指導を行うことにより、良好な環境の保全及び創造、災害の防止並びに紛争の予防に寄与することを目的とする。

## ■都道府県：福岡県

## ■自治体名：宗像市

【名称】宗像市景観条例

【制定】2014年7月15日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業、建築物の建築、工作物の建設を伴う工為であれば規模によって発電種別に関らず、全て該当する

【内容】自然環境の保全、景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可、届出、事前相談

## ■都道府県：福岡県

## ■自治体名：宗像市

【名称】宗像市ため池の保全に関する条例

【制定】2003年4月1日

【対象】発電種別を特定していない

【内容】自然環境の保全、強度・耐震性

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】治水、防災、農業用水源、環境資産として、ため池を保全する為、条例に定めた行為を行おうとする場合、市長の許可を要することとしている。

## ■都道府県：福岡県

## ■自治体名：福津市

【名称】福津市開発事業指導要綱

【制定】2005年1月24日

【対象】太陽光

【内容】地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

## 福岡県 全15件

## ■都道府県：福岡県

## ■自治体名：新宮町

【名称】新宮町開発行為等指導要綱

【制定】2009年3月2日

【対象】太陽光

【内容】土地利用の制限、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】大規模な太陽光発電についての相談が増加しており、近隣への影響が懸念されたため。

## ■都道府県：福岡県

## ■自治体名：小竹町

【名称】小竹町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱

【制定】2014年6月1日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス

【内容】自然環境の保全、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】開発行為にあたらなため制限がもうけられない、樹木伐採や整地等の影響による雨水対策など地域における災害を防止するとともに良好な自然及び生活環境の確保を図る目的で制定